

これまでの議論と今後の検討（未定稿）

令和 6 年 12 月 13 日

組織・制度ワーキング・グループ

会員選考等ワーキング・グループ

- 我が国及び世界が直面する社会課題の複雑化・深刻化が進み、国民生活や政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきている中で、学術会議の知見や役割はますます重要になってきており、令和 5 年 12 月の懇談会中間報告において、学術会議が国民から求められる機能を十分に発揮し、国民から負託されたミッションを果たしていくためには、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいという考え方が示された。
- ワーキング・グループにおいては、このような懇談会中間報告を踏まえ、法制化に向けた具体的な検討を進めるため、学術会議の意見も聴きながら議論を続けてきた。
- 具体的には、学術会議のより良い役割発揮に向けて、
- ・国民から負託されるミッションに沿って活動し、国民から求められる機能を発揮すること
 - ・国が設立する法人として、科学者を内外に代表する地位、政府に学術的助言を行う権限等は、引き続き法律により認めること
- を前提とした上で、学術会議の独立性と自律性をさらに高めつつ、以下のような基本理念の下に設計を進めるべきであると考えている。
- ① 会員の主務大臣任命を外し、海外アカデミーのように政府は会員選考に関与しない
 - ② 主務大臣による法人の長の任命と中期計画の認可は行わない（独立行政法人のような組織にはしない）
 - ③ 国の機関のような人事・組織関係制度や会計法令による厳格な制約を外し、マネジメントの自律性を高める
 - ④ 必要な法定事項以外は学術会議の内部規則等に委ねる

- ⑤ 活動・運営や会員選考の自律性を前提としつつ外部の意見を幅広く聴く仕組みを担保する
- ⑥ ミッションに沿って活動・運営していることを国民に説明する仕組みを担保する
- ⑦ 必要な事務局体制の強化を図るとともに、学術会議が国民から期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国が必要な財政的支援を行うことを明らかにする

1 使命・目的

(1) 使命・目的等

- 現行の日本学術会議法においては、学術会議はわが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的としている（日本学術会議法第2条）。

しかし、設立以来 75 年にわたる学術の進歩と社会の変化を踏まえ、国から独立した組織として発展していく学術会議の将来を展望するとき、学術会議には、狭義の「科学」とどまらず、「あるものの探求」と「あるべきものの探求」を両輪としつつ、哲学や倫理などの視点も交えて学術の在り方を問い直し、学術の方向性や社会との関係も含めてその統合を志向するような俯瞰的な議論を通じて、学会や審議会ではできないナショナル・アカデミーにふさわしいオンリーワンの活動、特に、世界的・社会的にインパクトのある提言等を行うことが期待されているものと強く感じる。

- このため懇談会においては、学術会議の使命・目的（ミッション）は、学術の在り方を問い直すことも含めた学術の方向性や学術と社会の関係などを中長期的な視点から俯瞰的に議論することであることが確認されたところである。

- また、基礎科学を含めたあらゆる学術は究極的には社会の役に立つものであり、学術会議が我が国を学術的に内外に代表する機関としての正統性

を高め国民から理解され支持されるためには、国民や社会と適切にコミュニケーションをとりながら活動していける組織であることが求められる。

- したがって、新たな学術会議の基本理念は、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するとともに、学術の向上発達及び学術の成果を行政、産業及び国民に還元し社会の課題を解決することを通じて、国民及び人類の福祉並びに我が国及び人類社会の発展に貢献することであると理解できる。
- 学術会議と国との関係については、学術会議がミッションに沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと整理されている。

(2) 法人形態

- 学術会議が国によって設立され、我が国の科学者を内外に代表する地位、国に学術的助言を行う権限、国からの財政的支援など、海外アカデミーや他の国内法人に例のない特別な地位・権限及び国による財政的支援を法律によって保障されているのは、ナショナル・アカデミーとしてのミッションが確実に遂行されることを国民が期待しているからである。

したがって、活動・運営がミッションに沿って行われていることを国民に説明する仕組みも、学術会議と国民との約束として法律により制度的に担保されなければならない。

また、制度を創設し国費による財政的支援を行う国も、学術会議の活動・運営がミッションに沿って行われていることを国民に説明できるようにする責任を負っていると考えられ、その意味でも、それらを担保する仕組みが法律上明確にされる必要があることは明らかである。

- 学術会議の活動・運営の全般について外部の意見を幅広く聴くことは、国民から法律によって負託されたミッションをよりよく遂行するとともに、国民の理解と支持をえるためには不可欠である。少数の科学者だけが内輪の論理で独りよがりになってしまうのではないかという懸念を生じさせないためにも、国民との約束として法律により制度的に担保されることが求

められる。

- これまでに行ったヒアリング等により、我が国の法人制度においては、国による財政的支援とガバナンスへのコミットメントとはトレードオフの関係にあることが明らかになっている。海外アカデミーの組織形態はさまざまであるが、我が国のような特別な地位・権限及び国による財政的支援がすべて法律で保障されている国はなく、上記のような設計理念は海外アカデミーとの比較においても齟齬をきたすものではない。
- なお、法律で定める必要のある基本的な事項・重要な事項は法定し、詳細は内部規則等に委ねるという考え方は、繰り返し確認されているところである。内容及び運用の両面から望ましい制度設計となるように、学術会議の意見も聴きながら議論しているところである。

2 業務等

(1) 業務及び権限

- 前述したミッション及び基本的な理念を踏まえると、学術会議の組織及び業務の目的は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項の審議や政府に対する学術的助言、学術に関するネットワークの構築及び活用、国民及び社会との対話の促進、国際的な連携及び交流などを行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術の知見を活用して社会課題の解決に寄与することだと考えられる。
- 学術会議が「タイムリー、スピーディな意思の表出と助言機能の強化」をアクションプランの冒頭に掲げ、課題解決型の助言機能強化に向けて、社会が抱えるその時々課題のうち特に重要な課題について、迅速な取り組みを進めつつあることは歓迎したい。

第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言をはじめ、現在準備中の生成 AI を受容・活用する社会の実現に向けての提言、国民の

健康維持・増進に資する食品制度に関する提案等についても、成果を期待しつつ注視している。

- 学術的知見が現代社会を取り巻く諸課題の解決に最大限活用され、公的資金の担い手である社会構成員や産業界からの支持を獲得していくため、換言すれば、学術的助言等の活動の実効性を高め、学術会議が国民・社会から理解と支持を集めながら活動と予算を拡大していくためには、基盤研究の充実のための活動とともに、国民・社会の関心やニーズを適切に拾い上げ、実現・実装の視点も加味した課題設定や審議などが望まれるところである。

(2) 中期的な活動の方針等

(A) 中期的な活動の方針

- 学術会議が国民や社会と適切にコミュニケーションをとりながら活動していくためには、アメリカ、イギリスなどの海外アカデミーと同様に、中期的な活動の方針を策定し（仮に任期が6年なら期間も6年）、ミッションの明確化・具体化を図りながら積極的に発信していく必要がある。
- 記載事項は、法制的には、立派な計画として通常必要となる事項、すなわち業務（学術的助言、国際活動、各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進）の目標及び実施方法、組織・運営に関する事項、活動・運営の改善、財務などが考えられるが、何よりも、世界最高のアカデミーにふさわしいビジョンを国民に示してほしいということである。
- 中期的な活動の方針は、予算要求の実質的な根拠及び評価・監査の基準となる重要なものであるから、外部の意見を幅広く聴きながら策定することが望まれる。学術会議が自主的にさまざまな方法でいろいろな意見を聴取するのは、もとより望ましいことではあるが、法律に基づいて国が設立し財政的な支援も行う法人である以上、運営助言委員会及び日本学術会議評価委員会の意見を聴くという形で制度的に担保することも必要である。

(B) 年度計画等

- 予算要求の前提として、翌年度に予定する活動・運営を明確に示すため、中期的な活動方針を踏まえた具体的な年度計画を作成する必要がある。
- 学術や社会・経済活動の変化が加速しつつあることに鑑みると、6年というスパンの活動の方針だけでなく、それをブレイクダウンした3年程度のアクションプランを作成し、必要に応じて更新しながら、年度計画と接続して弾力的に活動・運営を進めていくことも考えられる。

| | |------------| | 3 会員及び会員選考 | |------------|

- 学術会議が国民から負託されたミッションを適切に遂行するためには、活動・運営を担う会員の選考が何よりも重要であり、会員選考が独立して自律的に行われることを前提に、
 - ・我が国の代表にふさわしい very best な会員が選ばれること（学術的な卓越性）
 - ・会員は客観的で透明な国民に説明できる方法で選考されること
 - ・会員構成等に学術の進歩と社会の変化が自律的に反映されること
 - ・選ばれた very best な会員が存分に働けるような身分に関する仕組み（適切な任期等、定年年齢、会員数など）が整備されることが必要である。
- また、学術会議の活動（提言等）が国民から納得感をもって受け入れられるためにも、コ・オペレーションが適切に機能する前提としても、
 - ・よりよい選考基準や選考手続き等を検討するために、外部の意見を幅広く聴くこと
 - ・会員が仲間内だけで選ばれる組織だと思われないために、外部に説明できるような選考の仕組みを整えることを国民との約束として制度的に担保することが必要である。

(1) 国民が納得できるメンバー

○ 科学者の価値は「新しい価値や知識の創造」であり、会員選考において very best（学術的な卓越性）が最終的な価値であることは、ナショナル・アカデミーのスタンダードであることが確認された。したがって、会員の領域・カテゴリーごとに「新しい価値や知識の創造」とはどのようなことかを考え、選考に先立って、学術会議にふさわしい very best に必要な資質・選考基準の言語化に務めることが不可欠である。

○ 学術に関する重要事項の審議を主なミッションとする学術会議においては、学術の在り方を問い直すことも含めて学術の方向性や学術と社会の関係などを俯瞰的に議論するための高いダイバーシティを確保することも必要である。

外国人会員の重要性についても海外アカデミーへの調査で改めて確認されたところである。性別、所属機関、地方在住者、若手研究者などとともに、新分野・融合分野などの学術的なダイバーシティや国際的な研究・業績など国際的な観点におけるダイバーシティの維持・向上に努めることが特に強く求められる。

(2) 国民に説明できる選考方法（客観性・透明性等）

○ 会員が仲間内だけで選ばれる組織であると思われたいためには、ファーストスクリーニングと候補者の絞り込みを同じメンバーが（同じメンバーだけが）行わない仕組みが望ましい。

選考過程の客観性・透明性、納得性を高めるためには、コ・オプテーション方式を前提としつつ、海外アカデミーのような投票のプロセスを組み合わせることが必要であり、グローバル・スタンダードの観点からも重要である。

○ また、投票制が実質的に機能するためには、選考に先立って

- ・学術の進歩と社会の変化を踏まえた分野の設定（新規分野・融合分野への対応、既存の専門分野の見直しなど）、

- ・ダイバーシティも考慮した会員数の適切な配分

をきちんと行っておくことが重要であり、専門分野の設定・会員数の配分についても、外部の意見を聴いて内外に説明できる形で決定する仕組みが必要である。

○ 以上のことから、具体的な選考プロセスは、選考助言委員会の意見を聴きながら学術会議が自律的に決定することが適当だが、たとえば次のような大枠は法律により制度的に担保されることが望ましい。

- ① ダイバーシティの大枠、専門分野の設定及び会員数の配分を内外に説明できる形であらかじめ定めること
- ② 候補者となる者の裾野を広げるため、会員以外（大学、学協会、国研、産業界等）からの候補者推薦の仕組みを設けること
- ③ 各専門分野における選考は、少なくとも当該専門分野に所属する会員全員が参加する投票により行うこととし、当該専門分野の定数を超える候補者が順位づけられたショートリストを作成すること
※専門分野以外の会員もある程度入っている方が、幅広い視点からの議論・選考という観点からも望ましい
- ④ ショートリストをもとに、当該専門分野以外の会員が参加する大分野別又は会員全体での投票を行い、候補者を絞り込むこと
- ⑤ 上記の投票は、形式的なものではなく実質的な意味のある投票とし、議論の過程や投票結果は関係者において共有されること

○ ワーキング・グループでの議論では、専門分野における選考について、

- ・専門分野以外の会員も入っている方が幅広い視点からの議論・選考が可能となり、より適切な人選が行われるのではないか、
- ・そもそも専門分野の定義・設定の仕方として、あまり細かく分けてしまうと不都合が生じるのではないか、
- ・細分化しすぎると、どういう過程で決まったか特定されてしまうのではないか、

などの意見があった。

実務上は、学術会議においても最近では近接する複数の専門分野で合同してショートリストを作成するという運用が行われていることにかんがみれ

ば、③の「専門分野」はそのようにやや広く捉えて運用していくことが現実的であると考えられる。

- また、学術会議に置かれる選考委員会等における議論の過程や投票結果などを記録に残し関係者が共有することは、仲間内での選考を抑止し慎重な推薦を促すために重要であるが、他方で、適切な議論が公正に進められるためには、プロセスや投票に係る保秘も大事である。どのような方法で選考委員会や選考分科会での議論等を記録に残し、共有・保存していくかについては、学術会議において選考助言委員会の意見も聴きながら慎重に検討することが望ましい。
- ワーキング・グループの議論の中では、特に専門分野別の投票について、主要分野の候補者が境界的・隣接的な領域に比べて常に優先されるような結果にならないための工夫が求められることも指摘されている。

(3) 会員数・連携会員（協力会員）及び会員等の身分

(A) 会員数・連携会員

- 学術会議の会員数が諸外国に比べて極端に少ないことはかねてから指摘されてきた。新分野・融合分野への対応やダイバーシティの向上に努めつつ、俯瞰的な議論を行い、活動の範囲を広げていくことを可能にするためには、必要な会員数を増員することが望ましい。
- 連携会員制度については、趣旨や必要性、会員との関係などについて、法制的に十分整理されていない点も見られる。また、会員と連携会員を合わせた2,100名という人数は、学術会議がvery bestな会員で構成されるべきこと（学術的な卓越性）との関係でも過剰感がある。
- このため、会員数と連携会員制度を併せて見直し、会員数を適切な数まで増員するとともに、連携会員制度に代えて会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組みを整備することが適当である。

会員については、very best（学術的卓越性）を維持する必要もあることから、定数は 250～300 人程度を上限とし、学術の進歩や社会の変化を踏まえつつ、たとえば法人発足時には 230 人、その 3 年後の改選時には 250 人などと段階的に増員していくことが考えられる。

- 連携会員については、法定事項とはせずに学術会議の内規により運用する方が、学術会議の活動・運営の自律性の観点からも法人化のコンセプトに沿ったものになると考えられる。たとえば、会員がまとめ役として方針等を決定し、会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組みとして整備することが考えられる。

その場合には、法定組織である従来の「連携会員」との混同を避けるため、「連携会員」以外の名称（たとえば「協力会員」）とすることが望ましい。

(C) 任期・再任、定年（選ばれた very best な会員が存分に働けるような身分に関する仕組み）

- 学術会議において very best の会員を選考しようとする場合、6 年という比較的短い任期、再任不可、70 歳定年という現行制度では人材枯渇のおそれがあり、学術会議の活動・運営への各会員の習熟、諸外国のようなメンバーシップ制に由来する慎重かつ厳格な選考の要請等の観点からも、見直しが必要である。

一方、学術会議は学術に関する重要事項の審議を主な役割とし、海外アカデミーのような顕彰機能は持たないことから、学術の進歩と社会の変化に応じて会員構成が適切に変化していくことも求められる。

- このため、法律上の枠組みとしては、任期は 6 年のままで再任と定年を弾力化し、人材登用の可能性を広げた上で、再任の頻度や現在の定年延長についての実際の運用は、学術会議の自律的な判断に委ねる仕組みとすることが適当である。具体的には、特別な事由がある場合に限り
 - ・ 任期の延長を 1 回のみ可能とすること、
 - ・ 定年年齢を 75 歳まで延長可とすること、などが考えられる。

- なお、再任及び定年延長については、希望すればほぼ自動的に再任・延長されるというような運用ではなく、会員としての活動実績も考慮しつつ新規会員と同等の厳格な審査が行われる必要がある。
- 会員としての任期終了後は再び会員として活躍する機会が一切ない（少なくともそういう運用がされている）現行制度は、学術や社会への貢献や人材活用の機会という視点からは、必ずしも適当ではない。このため、一定期間を経た後で再び会員として選考されうることを可能に（明確に）する必要がある。
- 定年年齢等の見直しに併せて、定年退職の日は誕生日ではなく、誕生日の直後の9月30日とし、欠員補充は原則として年1回とすることが、ダイバーシティの維持や選考実務の煩雑さを勘案すると適当である。

（４）選考助言委員会

- 学術会議の活動（提言等）が国民から納得感をもって受け入れられるためにも、コ・オプレーションが適切に機能する前提としても、
 - ・ よりよい選考基準や選考手続き等の検討のために外部の意見を幅広く聴くこと
 - ・ 会員が仲間内だけで選ばれる組織だと思われないために外部に説明できるような選考の仕組みを整えることを国民との約束として制度的に担保することが必要である。【前掲】
- また、選考助言委員会での議論の過程や投票結果を記録に残し、必要に応じて適切な範囲で公開することで、会員が仲間内だけで選ばれているという懸念がなくなることから、学術会議にとってのメリットも大きい。学術会議が選考助言委員会の意見に従わないケースがあったとしても、学術会議の主張の正統性が証明されることになるわけである。
- このような視点に立つと、選考助言委員会を法定し、アカデミア全体や産業界等から会長が任命する科学者（会員以外）を委員として、会員選考の方針（選考基準、ダイバーシティのバランスの大枠、設定する専門分野

と会員数の割当、外部からの推薦手続き、投票の方法など）の案等を作成するに当たって意見を聴くこととするのは、学術の独立性や学術会議の自律性、コ・オプテーションの理念と、外部の知見を取り入れる必要性、分野や選考の固定化・既得権化の抑止、議論や決定過程の透明化・国民への説明責任などを調和させる工夫として、極めて優れた仕組みであると考えられる。

- ワーキング・グループとしては、学術会議が指摘するような懸念は法律の規定の仕方の問題であると受け止めており、所掌事務の明確化や委員の構成に工夫を加え、学術会議の不安が払しょくされるよう努めてきたところである。

選考助言委員会はコ・オプテーションの理念を踏まえつつ選考の透明性・正統性の向上に資するものであって学術の独立性や学術会議の自律性との関係で問題を生じるものではないと考えているが、学術会議が無用な心配をしなくてすむように、法定する事項は最低限の大枠に限定されることが望ましい。

- 選考助言委員会を通じて外部の社会的集団の利害が選考方針に影響を及ぼす可能性や、委員会が選考基準や手続きについて意見を述べるのが、コ・オプテーションや自律性の制約にならないか懸念する向きもあるが、
 - ・ 委員は会長任命であり、優れた研究又は業績を有する者であること
 - ・ 意見の対象は選考に関する方針や手続きであり、各会員の個別の選考について意見を言うことは想定されていないこと
 - ・ 意見に法的な拘束力はないこと
 - ・ 議論の過程は記録に残し、検証可能であることなどが前提であり、そのような問題を生じることは考えにくい。

- 現在でもさまざまな外部団体などから意見を聴いているから法定する必要はないという意見もあるが、任意の取組では制度的に担保されないため、国民との約束としては不十分である。

仮に同じようなことをしているというのであれば法定することに問題はなく、ワーキング・グループとしては、外部からモニタリングされるというような消極的な姿勢ではなくて、きちんと活動・運営していることを積極的に外部に示していくべきだという意見である。

(5) 新たな学術会議の発足時の会員の選考

(A) よりオープンで慎重かつ幅広い選考方法

- 新たな日本学術会議の発足時の会員の選考は、その後のコ・オプテーションによる会員選考のベースになるものであり、極めて重要である。初期メンバーとして very best の会員を選ぶためには（学術的な卓越性）、現会員だけによるコ・オプテーションではなく、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考することが望ましい。

学術会議のミッションの拡大・深化及びそれらの明確化を踏まえつつ、新分野・融合分野への対応やダイバーシティの向上など学術の進歩と社会の変化に対応するためには、適切なセットアップを行うことは、新たな学術会議に対する国民の理解と支持を得るためにも不可欠であり、その上で、それ以降の通常の会員選考については、very best の新会員によるコ・オプテーションによることが適切であると考ええる。

- 具体的な選考の方法は、平成 17 年改正時の方法も参考にしながら、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考する方法を検討する必要がある。

(B) 現会員としての任期が残っている会員の取扱い

- 法人としての学術会議の発足時の会員については、まず、学術会議のミッションを踏まえ、オープンに慎重かつ幅広い方法で、すべての会員を平等に選考することが考えられる。法人発足時に現在の会員としての任期を 3 年間残している人たちは、新会員として選考されることも可能であり、その場合は任期 6 年の会員として活躍していただくことも期待される。

反対に、現在の会員としての任期を 3 年間残している人たちが任期 6 年を前提に任命されていることを重く見て、他の会員のような選考を経ることなく新法人の会員とみなすことも考えられる。

- いずれにせよ、具体的どのような方法が考えられるか、懇談会での議論や学術会議の意見もよく聴きながら妥当な方法を検討してきたところである。

4 内部組織

(1) 総会及び役員会

- 学術会議には、最高意思決定機関として引き続き総会を置くことが適当である。
- また、総会の下に役員会を置き、中期的な活動の方針や予算の案等を作成するとともに、日々の業務の遂行を担うこととするのが適当である。
- 役員会の構成員としては、会長及び副会長を法定し、それ以外は学術会議が内部規則等により決定できることとするのが適当である。

(2) 会長等

- 学術会議の会長には、学術的に卓越した業績が求められるのは当然だが、それに加えて
 - ・ 学術及び学術会議の方向性への明確なビジョン
 - ・ 組織マネジメント及びガバナンスに係る能力・経験（学術的機関の指導的地位における活動実績）
 - ・ 会員や国民・社会とのコミュニケーション能力なども必要である。
- 会長は常勤又は非常勤の一方にあらかじめ限定せず、勤務形態を弾力的に設定することが、適切な人材を確保するためには望ましいと考えられる。
- 任期については、適材適所の観点から、任期3年・1度に限り再任可とす

るのが現実的だと考えられる。

- 会長は会員の互選とすることが適当だが、会長に求められる資質を十分に勘案しながら選考するためには、慎重かつ丁寧なプロセスで選出することが必要である。たとえば学術会議の内部に会長選考委員会（仮称）を置くなどして、会長候補者の資質や業績を整理し、会員間で会長候補についての十分な情報を事前に共有することが考えられる。
- 前会長は新会長が選出されるまで会長の職務を務めることとし、会長の任期中に会員としての任期が切れる場合及び定年を迎える場合には、会長としての任期中は会員としての身分を維持できることを検討すべきである。
- 会長を補佐して学術会議の業務を掌理する副会長を引き続き3名程度置くことが適当である。副会長は、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員の時はその職務を行うこととなる。

5 ミッションに沿った活動・運営の支援

（１）財政基盤

- 学術会議と国との関係については、学術会議がミッションに沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと整理されている。【前掲】
- 国民から負託されたミッションに沿って活動する学術会議に対して政府が必要な財政的支援を行うことは、ワーキング・グループとしても強く期待するところ。

○ 学術会議においても、予算を増額する現実的な可能性や選択肢を拡大するとともに、財政面での独立性・自律性の確立、活動の活性化や水準の向上という観点からも、財政基盤の多様化に向けての努力が求められる。

○ 学術会議が国民・社会から理解と支持を集めながら活動と予算を拡大していくためには、基盤研究の充実のための活動とともに、国民・社会の関心やニーズを適切に拾い上げ、実現・実装の視点も加味した課題設定や審議などが望まれるところである。

ワーキング・グループとしても、第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言において明らかに感じられるこのような学術会議の方向性・姿勢を強く歓迎するとともに、政府、国研、産業界などにおいても我が国全体として連携・支援してことを期待する。

○ なお、国から独立した法人格を有する組織に移行する学術会議の予算は、①学術会議を運営するための経常的な経費（国費）、②ミッション・オリエンテッドな課題に関する費用（国費）、③自主的な活動に関する経費の3つに大別されと考えられ、ミッション・オリエンテッドな経費については、政府から審議等を直接依頼する課題と、学術会議が自主的に行おうとする活動の中で政府が重要と考えて費用を支出するものなどが想定される。

○ 懇談会の委員からは、学術会議が国から財政的な支援を受けることの意味について、

- ・世界的にミッション・オリエンテッドな経費が増える趨勢にあるのは、アカデミアの知見が必要な課題が増え、アカデミアの活動範囲が広がってきているからであり、基礎研究や人文・社会科学が軽視されているわけではないこと、
- ・この意味でのミッション・オリエンテッドな役割も引き受けていかないとアカデミーの活動は頭打ち・縮小につながりかねず、国費だけでは学術会議の活動の拡大・深化は期待しにくいこと、
- ・また、海外アカデミーでも、学術的助言を発出するだけではなく実効性を高めていくことに腐心していること、

などが指摘されている。

- なお、基礎研究について短期的な成果を期待・説明しにくいことと、学術会議のミッションがこのように幅広いこととを勘案しつつ、上記指摘を踏まえて学術会議の経費の区分を考えると、いわゆるイシュー・オリエンテッドな課題は②、キュリオシティ・ドリブンな課題は①に整理されることが比較的多いと考えられるが、①の中にも喫緊の社会課題への対応に役立つ活動は含まれうるし、②の予算で基盤研究の充実や知識の総体の拡充を目指した活動が行われることが排除されるものでもない。
- いずれにせよ、3つに区分された経費はその性質や提供元との関係で説明の仕方や透明化の方法は異なってくるため、それぞれの区分に応じた適切な形で社会的な責務の遂行・透明化に努めていく必要があることは言うまでもない。
- 学術会議においても、このような指摘を受け止め、海外アカデミーのような自律的運営を目指した取り組みに挑戦するとともに、政府においても、アカデミアにおけるボトムアップ・自発的な活動の重要性をよく理解し、適切な財政的支援が講じられることを強く期待する。
- この意味からも、国から独立した法人格を有する組織への移行が学術会議の運営にとっての不利益にならないようにするとともに、国費に依存せず自助努力が図ることを支援するため、政府において税制上の所要の措置を講じることも大切である。

(2) 事務局機能/会長サポート機能の強化

- 学術会議が法律で定めるミッションを適切に遂行し、予算を増額させながら活動を拡大・深化していくためには、事務局の機能・体制を強化し、活動の企画・推進・運営の支援していくことが必要である。
- 会長が勤務形態などにかかわらずリーダーシップを十分に発揮できるよ

うな環境を整備するという観点からも、事務局の機能・体制を強化することは極めて重要である。

- このためワーキング・グループでは、PhD、URA 等を事務局の職員として適切に配置し、
 - ・ 学術や社会の動向、国民・社会の問題意識の把握、学術界や産業界の課題の拾い上げ
 - ・ 社会のニーズや実装への道筋を考慮した現実的なアジェンダ設定、活動の企画及びマネジメント
 - ・ 会員の学術的な活動に必要な調査分析等
 - ・ 活動の成果の普及、利活用の促進
 - ・ 活動に必要な資金の獲得の努力など会員の活動を幅広くサポートし、促進・強化を支えていく必要があると考える。アカデミアと政府・産業界などの実務をつなぐ、いわばインキュベーターのような役割も期待されるところである。
- このような人材が、学術界、国研、産業界などを活躍しながら移動することにより、それぞれの問題意識や働き方を共有し相対化することが可能になる。我が国及び人類社会が直面する課題を解決していくためには、学術界においても、産業界、行政、地域社会など連携した取組みが求められることは言うまでもない。そのためには、その中核を担い積極的に活躍していくような人材を育成する共創の場が必要であり、共創の場を整備することも、学術会議の新たな役割として期待されるところである。
- また、会員の支援にとどまらず、会長等と高いレベルで議論し助言を行うことのできる戦略部隊のようなスタッフ（又はユニット）を設けることも併せて実現されることが望まれる。
- 事務局長や上記のような戦略的な機能を担うスタッフが、会長のリーダーシップの下に、責任をもって主体的に活動できる仕組みを整備することも重要である。

- このほか、運営助言委員会、日本学術会議評価委員会、監事なども、会長等と十分なコミュニケーションを確保し、良好な活動・運営に資するよう設計することが望まれる。

(3) 運営助言委員会

- 運営助言委員会には、中期的な活動の方針や予算案の策定、組織の管理・運営などについて、学術会議に対し外部の視点・知見を提供することが期待される。

- 学術会議が海外アカデミーと共通の課題を議論するために国際アドバイザリーボードを立ち上げたことについては、海外アカデミーの知見を取り入れるための 1 つの方法として前向きに受け止めるべきことではあるが、学術界の中・アカデミー間に閉じた議論、同質的な集団間での意見交換にとどまっている感が残っている。

学術会議の活動・運営をさらにより良いものとしていくためには、アカデミー外部（学術会議の外の研究者集団）、産業界、その他のステークホルダーの問題意識やニーズを幅広く拾い上げるとともに、組織管理や経営の専門家、会計、広報の専門家など会員ではカバーしきれない分野で適切なサポートを受けていくことは不可欠である。運営助言委員会は、このような姿勢を国民に約束し、制度的に担保するために重要な意味をもつものであると考える。

- 運営助言委員会の委員については、したがって、組織管理や経営の専門家、会計、広報の専門家など会員ではカバーしきれない分野を中心に人選し、会員と同質的でない高いダイバーシティを確保することが期待されるが、このような制度の趣旨を踏まえて会長が適切に任命すれば足り、法律で細かく規定する必要はないものとする。

- なお、運営助言委員会は、会長が実効的な助言を求めることができる専門性と機動性の高い組織として設計・運用されることが望ましいことから、委員の人数も、国立大学の経営協議会や私立大学の評議員会のような大規模

な組織にする必要はないと考えられる。

(4) 活動・運営の評価等

- 法律に基づいて設立され国からの財政的支援を受ける学術会議については、その活動・運営がミッションに沿って行われていることを国民に説明するための仕組みも、国民との約束として法律により制度的に担保されなければならないことは前述のとおりである。
- そして、制度を創設し国費による財政的支援を行う国も、学術会議の活動・運営がミッションに沿って行われていることを国民に説明できるようにする責任を負っている以上、そのための委員や監事を主務大臣が任命することには十分な合理性があると考えられる。
- パブリックコメントなどのボトムアップ型の手法を取り入れることも一つの試みとして考えうるが、定常的に組織の在り方を見ていて、必要に応じて議論もしながら深い意見を言うことが期待されている評価・監事とは性格や役割を異にするものである。
- また、委員や監事を主務大臣が任命することはナショナル・アカデミーの基本理念と矛盾するのではないかという心配もあるが、評価・監事は学術会議の活動（提言など）の学術的な価値を判断するものではなく、ミッションに沿って活動していることを国民に説明するためのガバナンスの設計方法の問題である。評価される人が評価する人を選び、監査される人が監査する人を選ぶのでは納得性・信頼性を欠き、評価・監査したことにならない。
- このことは私立学校法の改正趣旨（令和 7 年 4 月施行）からも明らかにされており、ワーキング・グループのヒアリングの中で
 - ・ 理事と評議員の兼職を不可としたのは、執行する側と意見を言う側が同じ人だと意味がないから
 - ・ 監事を理事長による選任から評議員会による選任に改めたのは、チェックされる側がチェックする人を選ぶ仕組みではチェック機能が本当に正し

く働くのかという懸念があったから
という説明がなされている。

- なお、海外アカデミーにおいて評価・監事などに国が関与していないのは、法制度上、アカデミーと国とは相互に依存も拘束もしない関係になっており、契約や委託、補助金等の範囲内でしか相互に義務を負わないから、その必要性がないからだとも理解される。

(A) 自己点検・評価等

- 学術会議は、毎年、業務、組織・運営、財務の状況などについて自ら点検及び評価を行い、その結果を日本学術会議評価委員会に報告し、公表することが必要である。
- このような取組は、現在でも行政事業レビューや政策評価などとして行われている。

(B) レビュー委員会（評価委員会）（仮称）

- 学術会議の活動・運営がミッション等に沿って行われていることを国民に説明するための仕組みとしては、アカデミーとしての性格も踏まえると、活動や運営の実績が年度計画に沿っていたかの確認はいわゆるメタ評価のような方式で行い、学術会議が行う自己評価をもとにトレースしながら、それが国民に説明できるものであるかどうかを明らかにしていくことが適当である。このような手続きは、法制度的には主務大臣が委員を任命する評価委員会（仮称）を設置して行うことになると考えられるが、その趣旨としては「レビュー委員会」とでも呼ぶことがふさわしいものであろう。
- ワーキング・グループの議論の中では、トレースする際のチェックポイントの例としては、ミッションや中期的な活動の方針を踏まえた課題設定がなされているか、ステークホルダーとコミュニケーションをとっているのか、俯瞰的な議論をしたか、提言発出後に十分にフォローアップが行われた

かなどが挙げられている。

- このような言わばプロセス評価とでもいうべき方法を中心として、毎年の自己点検・評価を活用したパフォーマンスの確認（メタ評価）も併用しながら、ステークホルダーへの説明・議論を通じて活動・運営の状況を国民に可視化していくことが期待される。
- また、制度設計上の工夫としては、運営助言委員会及び選考助言委員会との有機的な連携を保つため、たとえば両委員会の委員長が評価委員会にオブザーバー参加し、必要な説明や意見を述べることが検討されることを期待したい。

(C) 監事

- 監事は、一般に、定められたルールに基づいて組織が適正に活動しているかを見ていくことで、組織のミッション遂行に貢献することを職責とするものであり、学術会議においても同様である。監事の業務は、学術会議の活動（提言等）の学術的な価値を審査するものでも、日々の細かな活動を1つ1つ監視するためのものではない。
- また、ミッションを負託した側に任命された者が監査をすることによって、負託された者は責任が解除されるということを意味することになるので、そういう監査を受けないと責任は解除されないことも、ワーキング・グループで説明され了解されている。
- 運用の実態としても、
 - ・ 監事は法人の長等と緊張関係にありつつも良き理解者であり敵対するものではないこと、
 - ・ 業務が適正に執行されていることが証明されることは、法人にとってもメリットであること
 - ・ 監事が置かれたから問題が生じたというような例は聞かれないこと

などが、懇談会においてもワーキング・グループにおいて、法人経営に携わった経験を有する複数の委員から指摘されている。

- 監事が、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとすることを確認的に法律に明記することなども考えられるが、何よりもこのような監事の役割や実態をよく踏まえた議論が必要だと思われる。
- なお、監事は総会が任命し、監査の対象は財務事項に限定すべきだという意見もあるが、我が国の法人法制においては、監事の役割は会計監査だけではなく、法人の長等の業務の執行状況を確認する役割を担っている。これは、財産を負託するなどした法人の設立主体等（社員、定款、株主、国/主務大臣など）が、自ら任命した法人の長等（負託された人）の業務遂行が負託した内容に沿っているかどうかを見てもらいたいと考えて、別な人に依頼してみてもらうのが監事であるからだと言われている。
- 総会が会長等の業務の執行状況を監査させるために所要の職員を任命するという考え方は、自主的にガバナンスを高めようとする意思の表明としては歓迎されるものである。
ただし、ワーキング・グループにおいては、業務を負託された人の業務の執行状況を監査するという監事の職務の性質上、法律により業務を負託された人（会員）が具体的な業務執行を担わせる者（会長等）と監事を選ぶことになり、法制的な意味での監査にはならないという説明があり、そのような理解が共有されている。
- いずれにせよ、制度の設計及び運用について学術会議の懸念が払拭されるよう引き続き議論していきたい。